

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（概要）

目的：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

対象：都道府県、政令指定都市
（注）市町村の情報については都道府県を通じて把握した。

調査基準日：原則として平成13年4月1日現在（一部平成13年3月31日現在）
（注1）各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。
（注2）条例に関しては、平成13年8月20日までに内閣府男女共同参画局で把握した情報を追加した。

概要

1. 推進体制

男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全ての各都道府県・政令指定都市に担当部（局）課（室）及び行政連絡会議が設置されている。行政連絡会議は、26都道府県が知事を、15都道府県が副知事を長とし、政令指定都市では、7市が市長を、5市が助役（副市長を含む）を長としており、首長等のリーダーシップの下に庁内の連絡・調整を行っている。

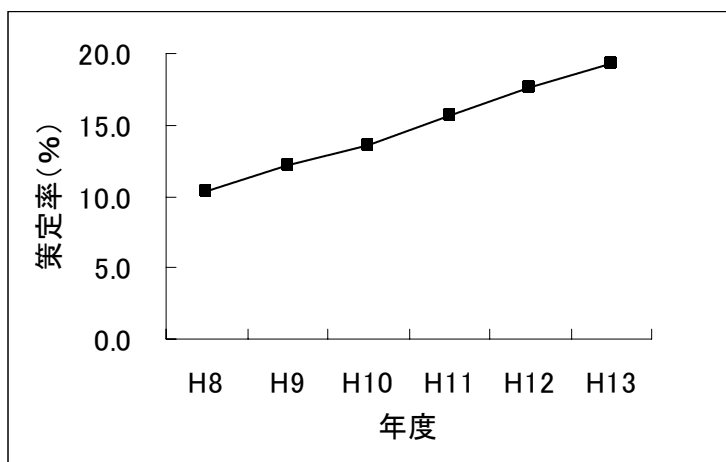
有識者等を含む諮問機関・懇談会は、一部準備中のものを含め、全ての都道府県・政令指定都市に設置されている。

2. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定しているか又は策定・改定作業を進めている。また、37都道府県・11政令指定都市で計画策定後のフォローアップを行っている。

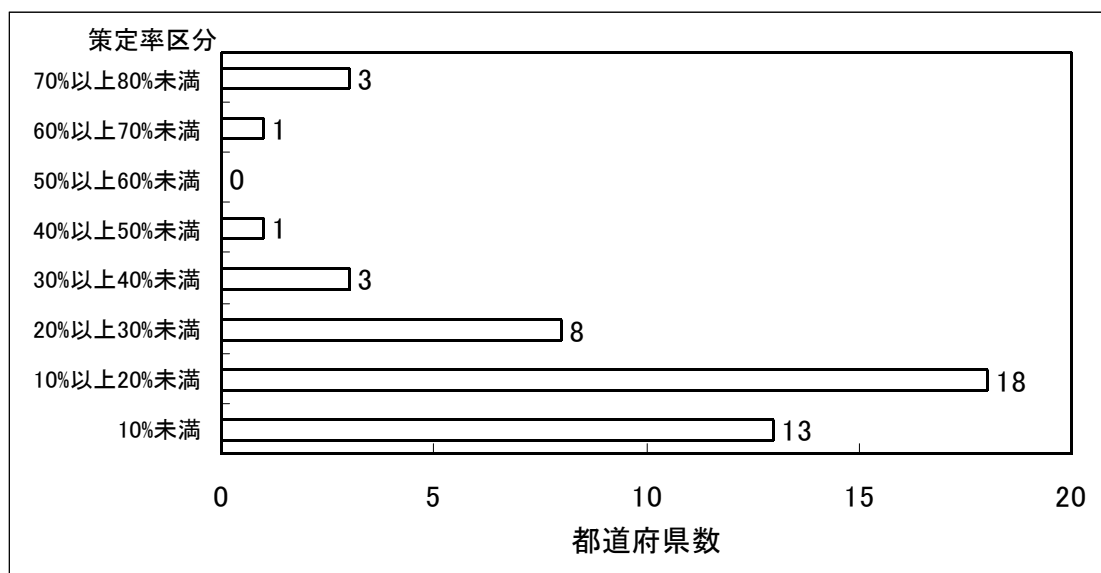
一方、男女共同参画に関する計画を策定している市町村（政令指定都市を含む。）は629市町村であり、その数は毎年増えつつあるものの、全市町村の19.4%（12年度 17.6%）にとどまっている（図1）。

図1 市町村における男女共同参画計画の策定率の推移



また、都道府県別にみると、4都道府県では管内市町村の6割以上で計画を策定している一方、13都道府県は策定率が1割にも満たない等、策定状況に差がある（図2）。

図2 都道府県における管内市町村の計画策定率の分布



< 参考 > 管内市町村の計画策定率が20%以上の都道府県

大阪府（79.5%）、東京都（75.8%）、神奈川県（73.0%）、埼玉県（66.3%）、山梨県（46.9%）、京都府（36.4%）、山口県（32.1%）、静岡県（31.1%）、愛知県（29.5%）、富山県（28.6%）、長野県（26.7%）、滋賀県（26.0%）、千葉県（25.0%）、沖縄県（20.8%）、新潟県（20.7%）、栃木県（20.4%）

3. 男女共同参画・女性に関する条例

13都道府県、2政令指定都市、15市町村において男女共同参画に関する条例が制定されている(表1)。

28都道府県・9政令指定都市において条例の制定が検討されており、そのうち、9都道府県・1政令指定都市で条例案が検討されている。

表1 地方自治体における男女共同参画・女性に関する条例の制定状況

(8月20日現在当局把握分)

自治体名	条例名称	公布日	施行日
北海道	北海道男女平等参画推進条例	H13.3.30	H13.4.1 (一部 H13.7.1,H13.10.1)
青森県	青森県男女共同参画推進条例	H13.7.4	H13.7.4
宮城県	宮城県男女共同参画推進条例	H13.7.5	H13.8.1
茨城県	茨城県男女共同参画推進条例	H13.3.28	H13.4.1
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進条例	H12.3.24	H12.4.1(一部 H12.10.1)
東京都	東京都男女平等参画基本条例	H12.3.31	H12.4.1
富山県	富山県男女共同参画推進条例	H13.3.26	H13.4.1
静岡県	静岡県男女共同参画推進条例	H13.7.24	H13.7.24
三重県	三重県男女共同参画推進条例	H12.10.13	H13.1.1
奈良県	奈良県男女共同参画推進条例	H13.7.1	H13.7.1
鳥取県	鳥取県男女共同参画推進条例	H12.12.26	H13.4.1(一部 H13.1.1)
岡山県	岡山県男女共同参画の促進に関する条例	H13.6.26	H13.10.1(一部 H14.4.1)
山口県	山口県男女共同参画推進条例	H12.7.11	H12.10.1
神奈川県横浜市	横浜市男女共同参画推進条例	H13.3.28	H13.4.1(一部 H13.7.1)
神奈川県川崎市	男女平等かわさき条例	H13.6.29	H13.10.1
北海道様似町	様似町男女共同参画条例	H12.12.18	H12.12.18
宮城県岩出山町	岩出山町いわてやま男女平等推進条例	H12.12.22	H13.4.1
茨城県水戸市	水戸市男女平等参画基本条例	H13.3.27	H13.9.28
埼玉県新座市	新座市男女共同参画推進条例	H12.6.15	H12.7.1(一部 H12.10.1)
石川県小松市	小松市男女共同参画基本条例	H12.9.25	H12.10.1
石川県羽咋市	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	H13.3.27	H13.4.1
山梨県都留市	都留市男女共同参画基本条例	H12.3.24	H12.3.24
山梨県身延町	身延町男女共同参画推進のためのまちづくり条例	H12.10.2	H12.10.2
長野県塩尻市	塩尻市男女共同参画基本条例	H12.3.24	H12.4.1
長野県茅野市	茅野市男女共同参画基本条例	H13.3.30	H13.4.30
島根県出雲市	男女共同参画による出雲市まちづくり条例	H12.3.24	H12.3.24
島根県江津市	江津市男女共同参画推進条例	H13.3.21	H13.4.1
岡山県岡山市	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	H13.6.27	H13.10.1(一部 H14.4.1)
岡山県倉敷市	倉敷市男女共同参画条例	H12.12.22	H13.4.1
山口県新南陽市	新南陽市男女共同参画推進条例	H13.8.1	H13.8.1

4. 審議会等委員への女性の登用

女性の登用目標の対象となる審議会等委員についてみると、女性比率（都道府県・政令指定都市の計）は22.8%（12年度20.5%）であり、徐々に高まっている（図3）。その内訳は、都道府県は、22.3%（12年度20.2%）、政令指定都市では、24.3%（同 21.9%）であり、いずれも女性比率が20%以上25%未満である自治体が多い（図4）。

また、女性を登用するための方策として、約9割の都道府県・政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、人材育成事業や委員の公募を約5割の都道府県・政令指定都市が実施している。また、委員の選定に当たって、事前に男女共同参画担当部局との協議を行う制度を導入している都道府県・政令指定都市もある。

図3 都道府県・政令指定都市における審議会等委員の女性比率の推移

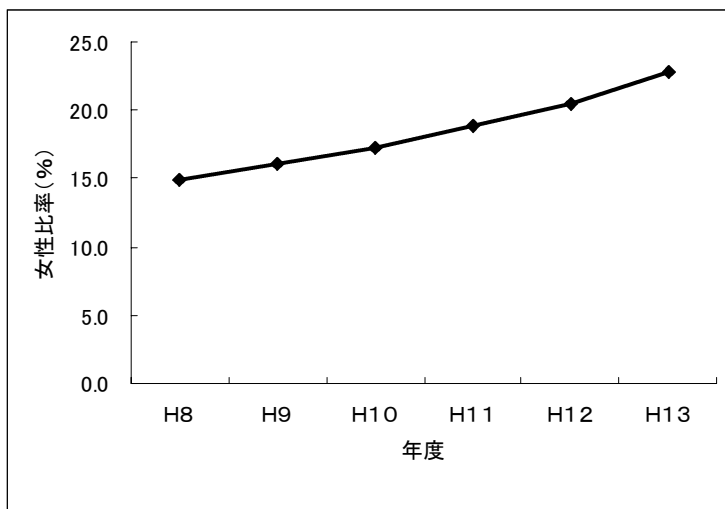
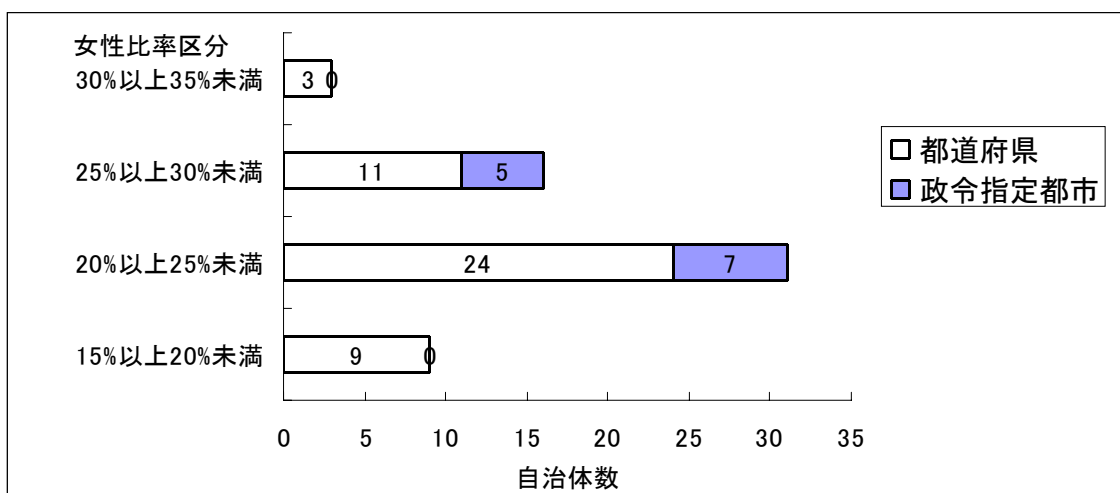


図4 各都道府県・政令指定都市の審議会等委員の女性比率の分布



<参考> 審議会等委員の女性比率が30%を超えている都道府県

青森県（31.1%）、福岡県（30.7%）、鳥取県（30.3%）

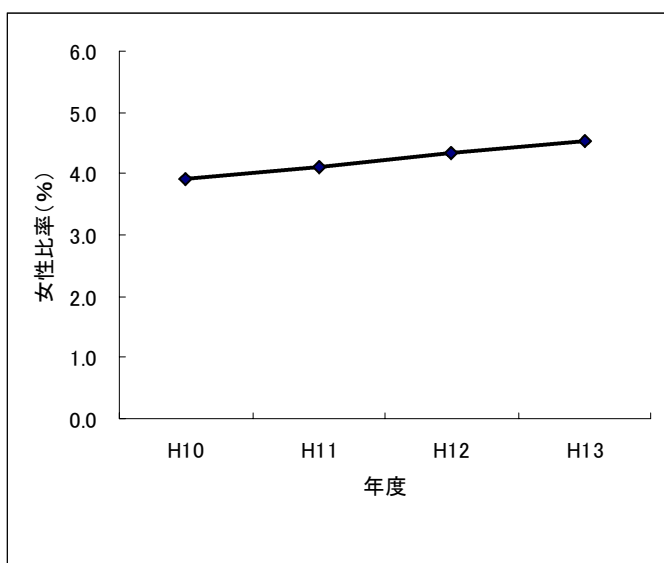
5. 女性管理職の登用

都道府県・政令指定都市の管理職の女性比率は4.5% (12年度 4.4%)であり、最高は9.5%、最低は0.6%となっている。全体として、わずかに高まる傾向にあるものの1割に達していない(図5)。

その内訳をみると、本庁においては3.1% (最高 6.7%、最低 0.4%)、支庁・地方事務所においては6.0% (最高 12.8%、最低 0.0%)となっている。

なお、女性登用のために管理職登用目標の設定や女性管理職を対象とした研修等を行っている都道府県・政令指定都市もある。

図5 都道府県・政令指定都市における管理職(本庁課長相当職以上)の女性比率の推移



<参考>

管理職の女性比率の最も高い都道府県
政令指定都市

全体	東京都 (9.5%)
本庁	大阪市 (6.7%)
支庁・地方事務所のみ	東京都 (12.8%)

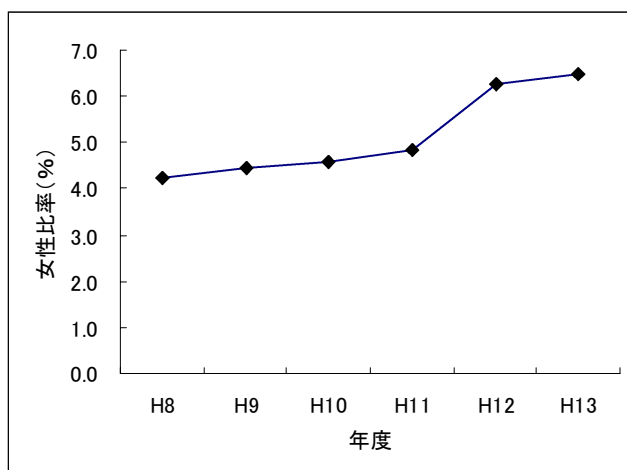
6. 地方議会の女性議員

(1) 地方議員の女性比率

地方議員の女性比率は、6.5% (12年度 6.3%)であり、徐々に高まっている(図6)。

その内訳は、市・区議会が最も高く、10.7%であり、そのうち政令指定都市では14.9%となっている。一方、都道府県議会では5.5%、町村議会では4.5%にとどまっている。

図6 地方議会における女性議員の割合の推移



(2) 女性議員のいない地方議会の状況

女性議員のいない地方議会に着目すると、2都道府県議会には女性議員がおらず、また、市・区議会では、67市(全市・区議会の9.7%)において女性議員がいない。これを都道府県別にみると、15都道府県においてはすべての市・区議会に少なくとも1人は女性議員がいる一方、6都道府県においては、女性議員のいない市・区議会が3割を越えている。

また、町村議会のうち、1,362町村(全町村議会の53.2%)において女性議員がいない。これを都道府県別にみると、全ての町村議会に少なくとも1人の女性議員がいる都道府県はなく、しかも6都道府県では女性議員のいない町村議会が7割を越えている。

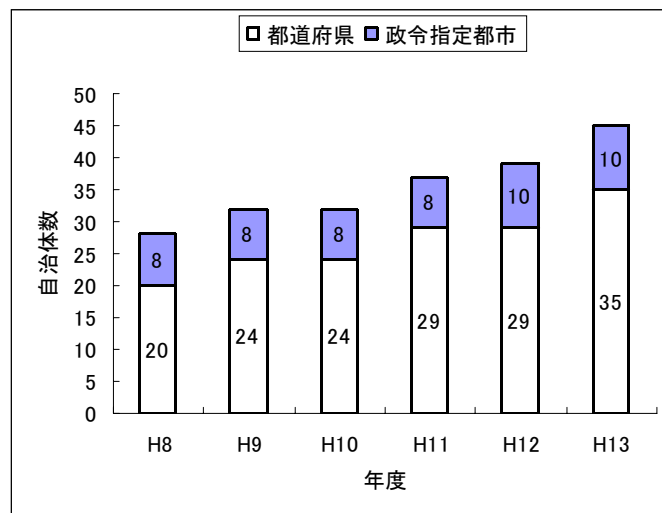
7. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

35都道府県・10政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており(図7)。男女共同参画を推進するため、講座、講演会の開催等広報啓発事業や相談事業、交流促進事業等を行っている。

また、海外からの女性グループの招聘等国際交流事業やインターネット情報サービスを行う等、各々の施設で地域の特色を活かした事業を行っている。

市町村についてみると、10政令指定都市を含む190市町村(全市町村の5.8%)において同施設が整備されており、男女共同参画推進の拠点となっている。

図7 男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置している自治体数



8. 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

19都道府県・9政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立しており、その多くが男女共同参画・女性のための総合的な施設を運営している。

9. 平成13年度男女共同参画・女性関係予算

男女共同参画・女性に関する都道府県及び政令指定都市の担当課の平成13年度予算の全国総額は114億円(一般予算総額に占める割合0.03%)であり、平成12年度の105億円から8%増加している。

10．平成13年度に予定している取組

(1) 行事

平成13年度の行事として、委員会・懇話会等、フォーラム、シンポジウムの開催を予定している都道府県・政令指定都市は約9割あり、約7割で人材育成事業や啓発講座を予定している。また、国際交流・海外派遣事業や男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動に約半数の都道府県・政令指定都市が取り組むこととしている。

さらに、顕彰事業や絵本コンテストなど地域で工夫した取組も予定されている。

(2) 男女共同参画・女性に関する広報、啓発

男女共同参画に関する広報として、多くの都道府県・政令指定都市でホームページの開設や広報誌の発行、番組提供を行っている。また、11都道府県・1政令指定都市では白書を作成している。また、14都道府県・6政令指定都市では男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定している。

11．男女共同参画・女性問題に関する職員研修

25都道府県・10政令指定都市では職員を対象として、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会や研修会を実施している。また40都道府県・12政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れている。

さらに、国や民間等が行う男女共同参画・女性問題を主題とした研修への職員の派遣や研修受講者の男女比の配慮、自治大学校への女性職員の派遣等の取組を実施した都道府県・政令指定都市もある。

12．自治体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 自治体と民間団体の連携方法

約8割の都道府県・政令指定都市で民間団体との連携を図るために、民間団体の組織化や自治体からの情報提供を行っている。また、約6割が助成金の交付をしており、約5割が意見交換会の開催、共催事業の実施等により連携を図っている。

(2) 民間団体のネットワーク活動

民間団体のネットワークでは、約9割が定例会議を開催するほか、約4割が機関誌の発行をしている。さらにパンフレット作成や交流イベントの開催等民間団体のネットワークを通じた情報交換や交流活動を行っている。

13．男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

60の市町村が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。